(一社) 中部労働技能教習センター長野県建設業協会長野支部

「ローラー運転の業務特別教育」のご案内

締固めなどに用いられるローラーの運転の業務に就くには、労働安全衛生法第59条第3項(特別教育の実施)、労働安全衛生規則第36条第10号(特別教育を必要とする業務)により、特別教育を行わなければならないと定められております。

当支部では、中部労働技能教習センターと協議し、下記により実施する「ローラー運転の業務特別教育」の受講申込を受付いたしますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

言己

1 特別教育の日時

令和8年1月13日(火)~14日(水) 受付 7時45分~ 開講 8時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 特別教育の場所

(一社)中部労働技能教習センター 長野会場(実技場)長野市松代町東寺尾字観音前北(柴地籍)2681-3 (電話:026-278-9255)

3 講習科目・時間

学科講習(6時間) ①ローラーに関する知識

②運転に必要な一般的事項に関する知識 ③関係法令

実技講習(4時間) ①ローラーの運転方法

- **4 受講料等** 受講料 1人につき 17,600円(教材費2,200円を含む。)(税込)
- 5 受講受付人員及び受講申込締切日

定 員 15名

※ <u>コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させて頂きます。</u> また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用 の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。 締切日 令和7年12月23日(火)

(定員に達し次第締め切ります。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる ことがあります。)

6 受講申込及び受講料納入

特別教育の受講申込は、「締固め用機械ローラー運転業務特別教育受講申込書」に、

① 写真1枚(縦3cm×横2.5cm 裏面に名前明記) ② 受講料 を添え、

長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町 124 (電話:026-227-6226) へお申込み下さい。

※ お振込みでも取り扱っていますので、振込みの場合は「受講申込書」受付完了後、数日後に 納入してください。

振込先: 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 386-343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないでください。

7 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。 TEL: 026-226-0866